

【議案第 28 号】

令和 7 年度浜田市一般会計予算

私は、議案第 28 号令和 7 年度浜田市一般会計予算の原案に反対し、修正案に賛成の立場から討論します。

令和 7 年度施政方針において、市長はこうに述べられました。「三桜酒造跡地に次の三つの機能を有する施設を整備することを進めてまいります。機能の一つは、石見神楽の保存伝承と郷土資料館の複合施設である仮称神楽伝承郷土資料館、二つ目は、石見神楽の上演を柱としつつ多目的にも活用できる仮称神楽ホール、三つ目は、市内外の多くの人々が訪れ交流ができる屋外の交流広場であります。」と、唐突に示されました。その後、この方針はたたき台として、三桜酒造跡地活用を核とした浜田駅周辺活性化基本構想策定事業として令和 7 年度浜田市一般会計予算に計上されました。

私は次の二つの理由をもって、三桜酒造跡地活用を核とした浜田駅周辺活性化基本構想事業に係る歳入歳出予算を減額する修正案を賛成いたします。

まず 1 点目は、浜田駅周辺活性化計画における拠点の議論がされていないことです。さて、浜田駅周辺活性化基本計画を策定するに当たり、駅の周辺活性化においてどこを核にすると。例え三桜酒造跡地を核とするとしても、この土地をどのように活用するのかが決まっていな中で、もっと言うと、協議されていない中で、執行部のみで決めた案 1、案 2、案 3 の中から、案 1 で進めたいという施政方針はいかがでしょうか。案 1 とは前に申しました、三桜酒造跡地に三つの機能を有する施設を整備することです。3 月 13 日の予算決算委員会の補足資料で、たたき台として案 1 を提案とされ、別の項目で、案 1 は、決定案ではありませんと説明されました。そしてこの補足資料の 5 番目、今後についての (3) にこのように記載されております。「(3) 案 1 が難しい場合には、別案も検討。検討した結果、スペースや機能などから案 1 は難しいと判断した場合、他の案（案 2 案 3、それ以外に良い案があればその案）について改めて検討」と書かれております。裏を返すと、案 1 が可能ならば実施するということがうたわれております。さらに言いますと、議員の皆さんもおおの考えがあり、他の活用方法も検討すべきだとは思いませんか。例えば、今回の執行部検討の案 2 や案 3 のほうが良いというふうに思われる方はどうでしょうか。もしおられましたら、その検討は案 1 が難しいとならないと、さらに、令和 8 年 1 月以降に別案も検討と書かれております。私は、予算を計上する前に、執行部で言う案 1 案 2 案 3、それ以上に良い案を議論すべきではないかと思います。私は本会期中の 2 月 28 日の産業建設委員会、3 月 3 日の全員協議会で報告のありました、浜田駅周辺エリアにぎわい創出に向けた現状分析及び調査事業での成果物を、もっと有効に活用すべきと思っております。報告書は、令和 7 年

令和 7 年 3 月定例会議 村木 勝也議員 反対討論

1 月 31 日に委託企業から報告があったとの説明がありました。報告の中には、にぎわい創出に向け機能充実を図るための複数の種地が示されており、にぎわい拠点エリアのポテンシャルと土地利用の方向性が示されています。執行部におかれましては、この報告書を参考にして、案 1、案 2、案 3 として協議されたとありましたが、同じように、議会や市民においても議論の場が必要ではないでしょうか。

改めて申し上げますが、私はこのたびの議論の中で神楽を初めとした神楽関連事業を否定しておりません。推進の立場です。

このたびの原案反対のもう一つの理由として、提言書の尊重があります。令和 6 年 12 月、石見神楽の保存伝承に関する提言書において 5 番目に、石見神楽の保存伝承を担う拠点施設について記されております。その中で、拠点施設に関する検討を具体化する場合は、多くの市民から望まれるよう石見神楽団体や石見神楽関係産業従事者を中心とした検討組織を立ち上げるなど、施設の機能や運営体制について検討が必要と提言されています。まだこのことが議論されておらず、必要なことが決まっていない中で施設が三桜酒造跡地に入る・入らないの話は、この提言を尊重してないかと思っております。予算決算委員会で、同時に進行するのだが難しいとの答弁もありました。この提言にもありますとおり、多くの市民から望まれるよう枠や規制のない議論が望まれ、提案された事項を尊重すべきと考えております。そして、浜田市議会は通年会期制をとっております。まさにこの制度を生かすべきと私は考えます。議会には予算の提案権はありません。前段での議会や市民との浜田駅周辺活性化計画における拠点の議論を経て、併せて令和 7 年度予算で教育委員会が計上しております石見神楽伝承内容検討事業での報告を受け、さらに郷土資料館の議論も行い、事業を実現するために必要な予算を要求され、臨時の会議を開催することもできるのが通年会期制というふうに思っております。

以上のことから、議案第 28 号令和 7 年度一般会計予算の原案に反対し、修正案に賛成するものであります。議員の皆さんのご賛同をお願いし、私の原案に反対し、修正案の賛成討論といたします。